平成２３年（フ）第４１６号
熊本市龍田７丁目１番43号
債務者　宮川　浩幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６３２号
札幌市白石区平和通10丁目北10番９号　セフィーヌ203号
債務者　三河　美絵（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２４号
東京都町田市金井８丁目21番27号ファミール寿Ａ湯浅方
債務者　川口　昭和
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４７号
横浜市南区永田東１丁目９番28号
債務者　徳丸　美子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２０号
横浜市鶴見区諏訪坂20番28号
債務者　横山　文子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０号
静岡県富士市松岡1486番地の13　コーポロマンＤ105号室、住民票上の住所静岡県富士市松岡1486番地の13
債務者　木伏　淑子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７２号
香川県仲多度郡まんのう町造田1874番地４
債務者　谷森　由枝
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前10時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２４号
熊本県天草市今釜新町3461番地　川崎ハイツＢ棟２階６号室、住民票上の住所熊本県天草市五和町御領5527番地
債務者　猪口あゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１４３号
川崎市川崎区小田１丁目29番１号
債務者　岩本　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
川崎市川崎区大師町４番16号
債務者　草川　聖一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
川崎市麻生区岡上145番地１　ヒルズ司Ｉ号館204、前住所川崎市麻生区東百合丘４丁目46番４号
債務者　松井タエ子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
川崎市宮前区馬絹1378番地５　ワコーレ宮崎台201
債務者　金子カヨ子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
川崎市川崎区浜町１丁目13番15―504号　ダイアパレス川崎
債務者　藤山　拡保
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
川崎市麻生区細山２丁目１番２―402号
債務者　後原　保弘
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
愛知県豊川市伊奈町南山新田103番地29
債務者　石黒　章哲
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部